

久留米市特定健康診査及びがん検診受診率向上業務

仕様書

令和4年12月

久留米市健康福祉部保健所健康推進課

この仕様書は、久留米市特定健康診査及びがん検診受診率向上業務について、企画提案書作成のために、基本的な仕様を定めたものである。

本委託業務の受託候補者として選定された者は本市と協議を行い、受託候補者の企画提案内容にあわせて仕様書を変更の上、契約を締結する。ただし、提案内容が全て盛り込まれるものではないことに留意すること。

1. 件名

久留米市特定健康診査及びがん検診受診率向上業務委託

2. 業務目的

久留米市（以下「甲」という。）の令和2年度の特定健康診査の受診率は、36.2%であり、第3期特定健康診査等実施計画の最終年度にあたる令和5年度において設定した受診率目標である60%との乖離は大きい。また、がん検診の受診率も、令和3年度平均受診率は17.1%であり、健康増進計画において設定した目標値30%との乖離は大きく、これまでにない受診率向上に向けた取組が必要である。

特定健康診査及びがん検診について一体的に受診率の向上を図るため、データを活用した特定健康診査及びがん検診の未受診者及び継続受診者に向けた効率的・効果的な手法を立案し、実施するとともに、国民健康保険の被保険者を中心とした医療費適正化に取り組む。

3. 業務期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4. 業務内容

甲は受託者（以下「乙」という。）に対して以下の業務を委託する。

(1) データ分析業務及び受診勧奨計画の策定

① 甲は、委託業務に使用するため、健診結果データ等（別添1）を乙に提供する。

乙は独自にそのデータを分析し、以下の業務の実施を通して効率的・効果的な受診勧奨を実現するための分析を行う。

② データ分析を可能にするためのデータ加工業務

乙は、甲から提出される各データファイルを統合し、欠損している値に関してはそれを埋めるなど、データ分析が可能になる状態にデータを加工する作業を行う。

③ 受診勧奨すべき対象者の特定業務

乙は、データ分析により、受診勧奨すべき対象者を特定する。

④ 受診勧奨対象者の健康意識等の特定業務

乙は、③により特定した「受診勧奨すべき対象者」を、独自に分析し、効率的かつ効果的な受診勧奨を行う。

⑤ 受診勧奨対象者の最終決定業務

乙は、通知勧奨の対象人数にあわせて、受診勧奨すべき対象者を特定し、これに対する甲の合意をもって、受診勧奨対象者を最終決定する。

⑥ 受診勧奨計画の策定

乙は、データ分析業務の結果を踏まえ、各年度の受診勧奨計画及び経年に及ぶ受診勧奨計画を策定し、甲に対して提案し、甲乙協議の上、受診勧奨計画を策定する。

(2) 特定健康診査未受診者受診勧奨

① 対象者

全受診対象者のうち、分析によって勧奨すべきと特定された対象者で、甲が合意した者

② 勧奨方法

乙は、文書による勧奨及びSMSによる勧奨を実施するものとし、その他乙からの提案に基づき、受診率向上に寄与すると考えられる手法については、甲乙協議の上、実施する。

③ 対象人数（想定）

対象人数の想定上限は以下の通りとする。

- ・令和5年度：文書による勧奨 35,000 人、SMSによる勧奨 8,000 人
- ・令和6年度：文書による勧奨 35,000 人、SMSによる勧奨 8,000 人
- ・令和7年度：文書による勧奨 35,000 人、SMSによる勧奨 8,000 人

④ 実施時期

各年度における6月頃から翌年1月頃まで

乙は、上記期間中に文書による勧奨を2回以上、SMSによる勧奨を1回以上実施するものとする。

乙は、効率的かつ効果的な受診勧奨の実施のため、詳細な実施計画を各年度当初に甲に提出し、甲乙協議の上、最終決定するものとする。

⑤ 文書通知物の内容

通知物（受診勧奨用資材）については、乙が実施した他自治体の受診勧奨事業においてすで実績があるものを参考にし、分析によって勧奨すべきと思われる対象者に対して、最も効果のあるものを送付する。

⑥ 文書通知物の印刷

文書による勧奨においては圧着形式のハガキまたはリーフレット、単版はがき形式での通知物の印刷は乙が実施する。また、送付対象者の郵便番号、宛先、宛名は、甲が提供する情報をもとに、乙が印刷する。

⑦ 文書通知物の宛名印字

宛名印字に関しては漢字又はカナ印字にて行う。また、甲が提供する外字ファイル形式に乙が対応できる場合、外字への変換を行う。なお、漢字印字を行う際、外字対応ができない場合は原則カナ印字で発送対応を行う。

⑧ 文書通知物の校正

文書通知物の印刷内容に関して、乙は甲に事前に校正の確認を行う。乙は、甲の要望による修正を実施するが、その回数は最大3回とする。

⑨ 文書通知による受診勧奨対象者の最終決定

甲から提供される受診者などの除外対象者となる情報を基に、乙は最終的な勧奨対象者に発送を行う。除外対象者の情報は、原則発送日の2週間前までの授受とする。

⑩ 文書通知物の送付

送付については、送付先の誤り等がないよう個人情報保護について適切な処置がされた方法のうち、最小限の費用で実施できる方法を選定すること。また、郵送に係るすべての経費は本委託業務の契約金額に含める。

⑪ 文書通知物のサンプル納品

文書通知物発送後速やかに、乙は甲に対し各10部のサンプルを納品する。

⑫ SMSの内容

乙は、甲が提供する特定健康診査受診状況、直近の資格情報、携帯電話番号等から、SMSを用いた受診勧奨が効果的な対象者の選定、受診勧奨メッセージの作成、対象者への受診勧奨メッセージの送信を行う。

⑬ SMSによる勧奨にかかるランディングページの作成

乙は、受診を促すための健診案内ページ（以下、「ランディングページ」という。）を作成し、受診勧奨メッセージからのアクセスを促す。なお、ランディングページは、対象者の健康意識などの特性に応じて複数用意し、表示分けを行うものとする。また、ランディングページのURLは乙が指定したURLとし、配信元は対象者の使用キャリアに応じて甲の連絡先電話番号または特定の数字とする。

⑭ SMSによる受診勧奨効果の検証

乙は、ランディングページのアクセス状況等を取得し、当該情報等をSMSによる受診勧奨の効果向上のために活用する。

(3) がん検診未受診者受診勧奨

① 対象者

各年度のがん検診受診対象者のうち、分析等により全対象者の中から特定した受診勧奨すべき対象者で、甲が合意した者。また、勧奨対象とするがん種については、「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業の実施」に基づいたものとし、

乙による提案を受け、甲乙協議の上、決定する。なお、勧奨対象とするがん種の提案内容は、本業務委託の目的達成に寄与するものとし、効率的かつ効果的な受診勧奨の実施及び受診率向上を推進できる内容とすること。

② 勧奨方法

乙は、文書による勧奨及びSMSによる勧奨を実施するものとし、その他乙からの提案に基づき、受診率向上に寄与すると考えられる手法については、甲乙協議の上、実施する。

③ 対象人数（想定）

対象人数の想定上限は以下の通りとする。

- ・令和5年度：文書による勧奨37,500人、SMSによる勧奨2,000人
- ・令和6年度：文書による勧奨37,500人、SMSによる勧奨2,000人
- ・令和7年度：文書による勧奨37,500人、SMSによる勧奨2,000人

④ 実施時期

各年度における6月頃から8月頃まで

乙は、上記期間中に文書による勧奨を1回以上、SMSによる勧奨を1回以上実施するものとする。

乙は、効率的かつ効果的な受診勧奨の実施のため、詳細な実施計画を各年度当初に甲に提出し、甲乙協議の上、最終決定するものとする。

⑤ 文書通知物の内容

通知物（受診勧奨用資材）については、乙が実施した他自治体の受診勧奨事業においてすでに実績があるものを参考に修正して活用し、分析によって勧奨すべきと思われる対象者に対して、最も効果のあるものを送付する。

⑥ 文書通知物の印刷

文書による勧奨においては圧着形式のハガキまたはリーフレット、単版はがき形式での通知物の印刷は乙が実施する。また、送付対象者の郵便番号、宛先、宛名は、甲が提供する情報をもとに、乙が印刷する。

⑦ 文書通知物の宛名印字

宛名印字に関しては漢字又はカナ印字にて行う。また、甲が提供する外字ファイル形式に乙が対応できる場合、外字への変換を行う。なお、漢字印字を行う際、外字対応ができない場合は原則カナ印字で発送対応を行う。

⑧ 文書通知物の校正

文書通知物の印刷内容に関して、乙は甲に事前に校正の確認を行う。乙は、甲の要望による修正を実施するが、その回数は最大3回とする。

⑨ 文書通知による受診勧奨対象者の最終決定

甲から提供される受診者などの除外対象者となる情報を基に、乙は最終的な勧奨対象者に発送を行う。除外対象者の情報は、原則発送日の2週間前までの授受とす

る。

⑩ 文書通知物の送付

送付については、甲が実施するものとし、乙は文書通知物の成果物を甲に対して納品する。

⑪ 文書通知物のサンプル納品

成果物納品にあわせて、乙は甲に対し各 10 部のサンプルを納品する。

⑫ SMS の内容

乙は、甲が提供するがん検診受診状況、直近の資格情報、携帯電話番号等から、SMS を用いた受診勧奨が効果的な対象者の選定、受診勧奨メッセージの作成、対象者への受診勧奨メッセージの送信を行う。

⑬ SMS による勧奨にかかるランディングページの作成

乙は、受診を促すための健診案内ページ（以下、「ランディングページ」という。）を作成し、受診勧奨メッセージからのアクセスを促す。なお、ランディングページは、対象者の健康意識などの特性に応じて複数用意し、表示分けを行うものとする。また、ランディングページの URL は乙が指定した URL とし、配信元は対象者の使用キャリアに応じて甲の連絡先電話番号または特定の数字とする。

⑭ SMS による受診勧奨効果の検証

乙は、ランディングページのアクセス状況等を取得し、当該情報等を SMS による受診勧奨の効果向上のために活用する。

(4) 勧奨結果の分析・報告業務

乙は、委託期間中の各年度において、以下の報告業務を行う。

① 期中報告業務

乙は、(1) に定めるデータ分析業務の結果について、甲に対し報告する。

② 年度末報告業務

乙は、各年度の受診勧奨対象者ごとの分析結果をまとめ、事業実施内容とあわせて報告書を作成する。甲に対する報告は、各年度 3 月末までに行うこと。

報告書の内容は、最新の受診結果データに基づく、受診勧奨事業実施による受診率の変化等（全体受診率・過去健（検）診経験者受診率・過去健（検）診未経験者受診率の年間及び月別の集計を含む）について効果検証を実施したものとし、次年度以降に実施すべき受診勧奨業務の有効な施策の提案内容をまとめたものとする。

なお、報告にあたって必要なデータは、甲から乙へ直接提供する。

③ その他必要とされる業務

乙は、年度末報告の内容を踏まえて次年度の受診勧奨計画策定を行う。受託期間中における業務を P D C A サイクル等の観点に応じて適切に履行し、受診率向上を図ること。

(5) その他

乙は、この仕様書に定めはないが、本業務委託目的の達成に寄与すると認められる業務について、甲に対して提案を行うことができる。当該提案業務の実施においては、甲乙協議の上、決定するものとする。

5. 委託料の支払い

- (1) 委託料の支払いは、各年度業務完了後に支払うものとする。
- (2) 各年度の業務完了後、乙はすみやかに甲に検査を請求し、検査に合格した時は代金の支払いを請求する。甲は乙が提出する請求書に基づき速やかに委託料を支払うものとする。

6. 情報の保護

- (1) 甲・乙の双方は本業務の履行にあたり知り得た情報を第三者に漏らさない。(資料の転写・複写・転載・閲覧及び貸出を含む)
- (2) 乙は、本業務に関するデータの管理において、漏洩、滅失、毀損及び改ざんを未然に防止するために必要な措置を講じる。
- (3) 委託業務完了後、乙は、本業務の履行にあたり収集、管理したデータを甲に引き渡すものとする。

7. 個人情報の保護

- (1) 乙は、本業務の履行にあたり、プライバシーマークの取得または情報セキュリティマネジメントシステムISO/IEC 27001 (JISQ 27001) の認定を受けていなければならない。
- (2) 乙は、本業務の履行にあたり、細心の注意をもって個人情報の管理にあたる。
- (3) 乙は、本業務の履行にあたり、個人情報の保護に関する法律及び関連する各種の規程を遵守するとともに、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守する。
- (4) 乙は、従事者に対し個人情報の保護に関する研修等を適宜実施する。

8. その他特記事項

- (1) データの受け渡し、データの加工等に必要な機器等の準備、運搬等にかかる費用については全て乙の負担とする。その際、セキュリティ対策を講じること。
- (2) 受け渡しデータのフォーマットについては別途協議して定めるものとする。
- (3) 甲が要請する緊急の連絡や協議には迅速に対処する。
- (4) 契約後速やかに、全体スケジュール等の詳細について打ち合わせを実施すること。
- (5) 甲が提供する宛名データに関して、乙はそのデータに基づき通知物の発送を行うが、この際、転居情報などはデータ提供時に原則反映されているものとする。

- (6) 通知物が、宛先人不明等の理由から不着として乙に返送された場合、各年度業務完了後に原則廃棄を行う。
- (7) その他、業務仕様書に定めのない事項については、甲乙協議の上、定める。